

福島県産シイタケほだ木に係る放射能濃度の検査結果について

県では、平成23年に福島県産のほだ木が県内に流通していることが判明したため、当該ほだ木から発生したシイタケの放射能濃度の検査を行い、その結果、当時の食品衛生法における暫定基準値である500Bq/kgを下回っていたことを公表しているところです。

その後、当該ほだ木はシイタケ生産に用いられず、生産者から販売を仲介したマキノ町農業協同組合（以下、JAマキノ町）へ返品され、現在に至るまでJAマキノ町の倉庫で保管されてきました。

本年3月末に、環境省が「農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業」を創設したことを受け、当該ほだ木の今後の取扱を検討するため、ほだ木自体の放射能濃度の検査を実施したところ、その結果は以下のとおりでした。

1 検査対象物

福島県産ほだ木(約2,000本)

2 主な経緯

平成23年9月6日

林野庁から県に情報提供があり、福島県産ほだ木が県内に流通していたことが判明。

平成23年12月1日

県が生産者に販売自粛を要請。

平成23年12月2日

当該ほだ木から発生したシイタケの放射能濃度検査結果を県より公表。

・検査：県衛生科学センター

・シイタケの検査結果：67Bq/kg～168 Bq/kg。

※ 当時の食品衛生法における暫定基準値(500Bq/kg)以下。

この結果を受け、生産者の自主的判断により生産・出荷を停止。(市場への流通なし)

平成23年12月～24年6月

JAマキノ町が、販売元の業者と返品の交渉。

あわせて、JAマキノ町から東電に対し損害賠償の可能性について問い合わせ。

平成24年7月

生産者の意向を受け、JAマキノ町が当該ほだ木を引取り、倉庫で保管。

平成24年10月1日

林野庁の「きのこ原木(ほだ木)の損害賠償請求に関する参考資料の送付」の通知を受けて、県からJAマキノ町へ情報提供。

平成25年4月12日

環境省が「農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業」を創設したことを受け、県から高島市に情報を提供。

(裏面へつづく)

平成 25 年 6 月 4～11 日

県が衛生科学センターで、当該ほだ木を検査。

3 保管場所、保管状況

J A マキノ町が保有する高島市内の倉庫（コンクリート床）において、シートをかけ、施錠のうえ保管

4 検査分析機関

県衛生科学センター

5 検査方法

林野庁の定める「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」に基づき抽出検査

6 検査結果

3 検体を検査した結果は、次のとおり。

(単位:Bq/kg)

	セシウム-134 ①	セシウム-137 ②	①+②	・ 試料採取日 6 月 4 日(火)
A 検体	31	58	89	
B 検体	21	49	70	・ 検査結果確定日 6 月 11 日(火)
C 検体	64	140	204	

(参考)

- ・ 林野庁が示す「きのこ原木及びほだ木」の当面の指標値（放射性セシウムの最大値）：50Bq/kg
- ・ 「放射性物質汚染対処特措法」に基づき国が処理することとなる指定廃棄物の基準値
：8,000Bq/kg 超
- ・ 「原子炉等規制法」に基づく廃棄物を安全に再利用できるクリアランス基準：100Bq/kg

なお、試料採取日(6月4日)に高島市が実施した空間線量率の検査結果は、次のとおり。

- ・ 保管倉庫周辺 4 箇所 0.050～0.083 μ Sv/h (平均 0.0675 μ Sv/h)

(参考)

同日の高島市内における空間線量率の測定結果

- ・ 市内 6 箇所 0.038～0.066 μ Sv/h (平均 0.0535 μ Sv/h)

7 対応状況

当該ほだ木については、現在、J A マキノ町において、販売元の業者に対し返品できるよう交渉中。